

令和8年8月6日
国土交通省関東地方整備局
建政部

宅地建物取引業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社 R E R I S E に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を実施しました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） F A X：048-600-1917

不動産業適正化推進官 石井（いしい）（内線：6110）

建設産業第二課 課長補佐 田上（たがみ）（内線：6652）

令和 8 年 8 月 6 日
関 東 地 方 整 備 局

宅地建物取引業者に対する監督処分について

株式会社 R E R I S E の宅地建物取引業法違反について、国土交通省関東地方整備局は、本日同社に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1 処分内容

宅地建物取引業法第 6 5 条第 1 項に基づく指示

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について、必要な措置を講ずること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等並びに本件違反行為の再発防止のために行った取引時の具体的な対策について、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し速やかに周知徹底すること。
- ② 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し継続的にこれを実施すること。
- ③ 宅地建物取引業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講ずること。

(2) (1) について講じた措置（同社において（1）に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、令和 8 年 9 月 5 日までに文書をもって報告すること。

2 処分理由

同社は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 1 9 年法律第 6 6 号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）に基づき、自ら売主となる売買契約において引き渡した新築住宅について、各基準日までに資力確保措置を講ずべきところ、令和 4 年 3 月 3 1 日基準日で 2 0 件、令和 5 年 3 月 3 1 日基準日で 1 3 1 件において講じておらず、資力確保措置の実施状況についても、基準日から 3 週間以内に届出すべきところ、令和 4 年 3 月 3 1 日基準日で 1 1 5 戸、令和 5 年 3 月 3 1 日基準日で 1 3 1 戸の届出をしていなかった。

また、当該基準日の翌日から起算して 5 0 日を経過した日から届出の確認を受けるまでに、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を 2 7 4 件締結した。

以上の行為は、住宅瑕疵担保履行法第11条第1項、第12条第1項及び第13条の規定に違反する。

さらに、令和3年10月16日から令和5年3月26日の間における合計150戸の不動産売買契約に関して、重要事項説明書の「瑕疵担保責任の履行に関する措置の概要」について、保険未契約であるにも関わらず、付保の旨を記載し説明を行うとともに付保の旨を記載した37条書面を交付した。

以上の行為は、宅地建物取引業法第35条第1項第13号及び第37条第1項第11号の規定に違反する。

(参考) 商号 株式会社R E R I S E

代表者氏名 田口 大志

主たる事務所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

新宿住友ビル37階

免許証番号 国土交通大臣(2)第9962号